

登録ランドスケープアーキテクト(R L A)資格制度 実施規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会定款（以下、定款という。）第4条第1項第7号に基づき、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会（以下、協会という。）が実施する登録ランドスケープアーキテクト資格制度（以下、R L A資格制度という。）に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(R L A資格制度の趣旨)

第2条 R L A資格制度は、ランドスケープアーキテクチュア業務に関わる資格を定め、これを登録すること並びに活用することにより、わが国の社会経済情勢に対応し、国際的技術水準に即して、ランドスケープアーキテクチュア業務を円滑かつ的確に遂行すること及び業務成果の技術水準を高めること並びにランドスケープアーキテクトの社会的地位向上を図ることを趣旨とする。

(定 義)

第3条 R L A資格制度で定める資格は次の3種とする。

(1) 登録ランドスケープアーキテクト（Registered Landscape Architect、以下、R L Aという。）

R L Aとは、現在及び将来の人々の安全、環境、健康、文化、福祉に対する責任を自覚し、地球環境時代における美しい都市・地域づくりを担うランドスケープアーキテクチュア業務を遂行するために必要な一定水準の知識、技術、能力を有し、協会が行うR L A資格認定試験の第一次試験及び第二次試験に合格した者をいう

(2) 登録ランドスケープアーキテクト補（Registered Landscape Architect Basic、以下、R L A補という。）

R L A補とは、ランドスケープに関する基礎的な知識を有し、R L Aが実施する業務を補助できる知識と能力を持ち、協会が行うR L A資格認定試験の第一次試験に合格した者をいう

(3) 登録ランドスケープアーキテクトフェロー（Registered Landscape Architect Fellow、以下、R L Aフェローという。）

R L Aフェローとは、広くランドスケープ分野の発展や後進の指導に寄与してきた、R L Aと同等以上の知識、技術、能力を有している、別途定める審査に合格した者をいう

(商標登録)

第4条 協会は、以下の商標を登録することによりその権利を有する。

(1) 「ランドスケープアーキテクト」商標登録番号 4625112 号

(2) 「R L A」商標登録番号 4727127 号

第2章 R L A資格制度総合管理委員会

(R L A資格制度総合管理委員会)

第5条 R L A資格制度を適正かつ公正に運営するとともに、R L A資格制度に関する重要事項の審議を行うため、R L A資格制度総合管理委員会（以下、総合管理委員会という。）を設置する。

(職務等)

第6条 総合管理委員会は、次の職務を行う。

(1) 以下の各号の審議及び一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会会長（以下、会長という。）への答申

① R L A資格制度に関する重要事項

② その他会長より諮問を受けた事項

(2) 以下の各号の決定及び会長への報告

- ① R L A資格認定試験（以下、試験という。）の受験資格の基準
- ② 試験の出題基準
- ③ 試験の合否判定基準
- ④ R L Aフェローの資格の認定
- ⑤ R L A等の登録資格及び登録更新資格、登録抹消の判定基準
- ⑥ 専門教育・実務訓練(O J T)・継続教育(C P D)の認定基準

2 総合管理委員会の運営等に必要な事項については、R L A資格制度総合管理委員会規則に定める。

(委員等)

第7条 総合管理委員会委員は学識経験者、実務経験者等の中から、会長が委嘱する。

2 総合管理委員会は、委員15名以内で組織する。

第3章 R L A資格認定試験統括委員会

(R L A資格認定試験統括委員会)

第8条 試験問題を適正かつ公正に出題するため、総合管理委員会とは別に、R L A資格認定試験統括委員会（以下、統括委員会という。）を設置する。

(職務等)

第9条 統括委員会は、次の事項を決定し、会長に報告する。

- (1) 試験問題
- (2) 試験問題の模範解答
- (3) 試験の配点と採点基準

2 統括委員会の運営等に必要な事項については、R L A資格認定試験統括委員会規則に定める。

(委員等)

第10条 統括委員会委員は学識経験者、実務経験者等の中から、会長が委嘱する。

- 2 統括委員会は、委員5名以内で組織する。
- 3 委員の氏名は非公開とする。

第4章 R L A資格認定試験検定委員会

(R L A資格認定試験検定委員会)

第11条 試験合否を適正かつ公正に判定するため、総合管理委員会とは別に、R L A資格認定試験検定委員会（以下、検定委員会という。）を設置する。

(職務等)

第12条 検定委員会は、試験の合否判定を決定し、会長に報告する。

2 検定委員会の運営等に必要な事項については、R L A資格認定試験検定委員会規則に定める。

(委員等)

第13条 検定委員会委員は学識経験者、実務経験者等の中から、会長が委嘱する。

- 2 検定委員会は、委員5名以内で組織する。
- 3 委員の氏名は非公開とする。

第5章 R L A資格制度運営委員会

(R L A資格制度運営委員会)

第14条 R L A資格制度を適正かつ円滑に運営するため、協会の組織及び運営規程第10条第1項に規定される常任委員会の一つとして、R L A資格制度運営委員会（以下、運営委員会という。）を設置する。

(職務等)

第 15 条 運営委員会は、協会の組織及び運営規程第 11 条第 6 項に規定される機能に係る以下の職務を行う。

- (1) 総合管理委員会、統括委員会及び検定委員会の運営に関すること
- (2) 予算の執行に関すること
- (3) 試験の実施及び登録・登録更新等の実務に関すること
- (4) R L A 資格制度に係る教育・普及に関すること
- (5) その他会長より諮問を受けた事項

2 運営委員会の運営等に必要事項については、協会の組織及び運営規程第 12 条から第 16 条の規定に基づく。

第 6 章 R L A 資格制度運営事務局

(R L A 資格制度運営事務局)

第 16 条 R L A 資格制度の事務を処理するため、R L A 資格制度運営事務局（以下、運営事務局という。）を設け、事務局長その他の職員を置く。

- 2 運営事務局並びに事務局長及びその他の職員は、協会の事務局が兼務する。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が協会の理事会の承認を経て別に定める。

第 7 章 R L A 資格認定試験

(R L A 資格認定試験)

第 17 条 R L A 資格認定試験は、R L A としてランドスケープアーキテクチャ業務を遂行するに必要な一定水準の知識、技術、能力を判定するため、並びに R L A 補として R L A が実施する業務を補助できる知識と能力を判定するために行う。

2 試験を受ける者の資格は、R L A 資格認定試験事務規則（以下、試験事務規則という。）第 5 条に定める。

(R L A 資格認定試験の実施)

第 18 条 試験は原則として毎年 1 回、協会が行う。

(R L A 資格認定試験の種類)

第 19 条 試験は、これを分けて第一次試験、第二次試験とする。

- 2 第一次試験及び第二次試験に合格した者は、R L A となる資格を有する。
- 3 第一次試験に合格した者は、R L A 補となる資格を有する。

(受験の受付)

第 20 条 試験を受けようとする者は、協会のホームページ上に掲載される申込フォームに必要事項を入力し、その後、運営事務局が定めた受験の手引きにより、申込書類一式を提出するものとする。

2 申込書類を運営事務局が受領することをもって、受験の受付とする。

(受験手数料)

第 21 条 試験を受けようとする者は、試験事務規則第 10 条に定める受験手数料を郵便振替により運営事務局に納入しなければならない。

(合格書)

第 22 条 試験に合格した者には、総合管理委員会委員長が合格書を発行する。

第 8 章 R L A フェローの資格認定

(R L A フェローの資格認定)

第 23 条 R L A フェローの資格認定に関する審査については、会長が総合管理委員会に審査を諮問し、別に定める資格の認定を受けた者とする。

第9章 登録

(登録)

第24条 RLA、RLA補、RLAフェロー（以下、RLA等という。）となる資格を有する者がRLA等となるには、協会に備えるRLA等登録簿への登録を受けなければならない。

- 2 会長は、第25条に定める基準に基づき、登録する者の審査を行わなければならない。
- 3 会長は、前項の審査を満たす者について、遅滞なくRLA等登録簿に登録する。
- 4 会長は、前項の審査を満たさない者について、遅滞なく、その理由を付して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。この場合、登録手数料から郵送料等の必要経費を除いた額を申請者に返還するものとする。
- 5 運営事務局はRLA等登録簿に記載する事項のうち、登録者の氏名をインターネット上で閲覧に供することができる。

(登録基準)

第25条 登録の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第22条あるいは第23条の資格を有する者
- (2) 次に掲げる事項に該当しない者
 - ① 成年被後見人又は成年被保佐人
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終り又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年以上経過していない者
 - ③ 第34条第1項第2号又は第3号の規定によりRLA登録が抹消された者で、その抹消の日から2年を経過しない者
- (3) 登録前2年の間に、RLA等としてふさわしくない以下の不正等の行為を行ったことがない者
 - ① 虚偽又は不正の事実に基づいて、試験を受験または登録を受けた行為
 - ② RLA等の信用を傷つけ、またはRLA等として不名誉な行為

(登録の申請)

第26条 第24条により登録を受けようとする者は、RLA等登録申請書を別表に定める登録手数料を添えて、運営事務局に提出しなければならない。

- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 合格書または認定書の写し（RLAにおいては第一次（その1）及び第一次試験（その2）、並びに第二次試験（その1）及び第二次試験（その2）の合格書、RLA補においては第一次試験（その1）及び第一次試験（その2）の合格書、RLAフェローにおいては認定書）
 - (2) 住民票の抄本または外国人登録証明書
 - (3) 登録証用写真（半身脱帽、縦3cm×横2.5cmの大きさで、申請日から6ヶ月以内に撮影したもの）2枚
- 3 試験に合格した者は、合格書が交付された年度の年度末までに、RLAまたはRLA補の登録申請を会長に行なわなければならない。この期間を過ぎた以降に登録を受けようとする者は、第36条の規定に基づく再登録と同様の手続きを行う。

(登録証)

第27条 総合管理委員会委員長は、RLA等登録簿に登録された者に対し登録証及び携帯登録証を交付する。

- 2 登録証・携帯登録証を汚損又は紛失した場合には、遅滞なく登録証又は携帯登録証再交付申請書と写真（縦3cm×横2.5cm）1枚及び別表に定める登録手数料を添えて、再交付の申請を運営事務局に提出しなければならない。

(称 号)

第 28 条 R L A 登録簿に登録され登録証を交付された者は、R L A を称することができる。

- 2 R L A 補登録簿に登録され登録証を交付された者は、R L A 補を称することができる。
- 3 R L A フェロー登録簿に登録され登録証を交付された者は、R L A フェローを称することができる。

第 10 章 登録の更新及び変更等の届出

(登録の有効期間)

第 29 条 R L A 又は R L A 補の登録の有効期間は、新規登録を行った日から 3 年を経過した翌年度の 6 月末までとし、登録更新の際は、更新の日（7 月 1 日）から 3 年を経過した 6 月末までとする。

- 2 R L A フェローは永年資格とし、登録の更新は行わない。

(登録の更新)

第 30 条 R L A 又は R L A 補で登録の更新を受けようとする者は、登録満了年度の 4 月 1 日から 6 月末までに、登録更新申請書を別表に定める登録更新手数料を添えて、運営事務局に提出しなければならない。

ただし、R L A フェローが R L A 資格を継続して登録更新する場合は、登録更新手数料を免除とする。

- 2 前項の登録更新申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 住民票の抄本または外国人登録証明書
 - (2) 登録証用写真（半身脱帽、縦 3 cm×横 2.5 cm の大きさで、申請日から 6 ヶ月以内に撮影したもの）2 枚
 - (3) 登録の有効期間内に開催された継続教育プログラム等を指定単位（R L A においては 1 年間で 50 単位、2 年間で 100 単位、3 年間で 150 単位、R L A 補においては 1 年間で 20 単位、2 年間で 40 単位、3 年間で 60 単位）以上受講した履修証明の写し
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する者に限り、次項の規定に定める書類を添付し、登録の更新を申請することができる。
 - (1) 長期にわたり事故又は病気によって継続教育プログラムを修了できなかった者
 - (2) 長期の育児休業ならびに介護休業によって継続教育プログラムを終了できなかった者
 - (3) 長期の海外勤務のため、継続教育プログラムを修了できなかった者

4 前項の規定に基づく添付書類は、継続教育プログラムを修了できなかった理由を証明できるものとし、次のとおりとする。

- (1) 長期にわたり事故又は病気の場合は、医師の診断書
- (2) 長期の育児休業ならびに介護休業の場合は、所属の長の証明書
- (3) 長期の海外勤務等の場合は、海外在住を証明できるパスポートの写し

(R L A 資格制度総合管理委員会が認定した継続教育プログラム)

第 31 条 前条にいう継続教育プログラムとは、以下をいう。

- (1) 公益社団法人日本造園学会が運営する造園 C P D 制度による継続教育プログラム
- (2) 建設系 C P D 協議会を構成する団体による継続教育プログラム。ただし、前項の継続教育プログラムによる造園系のプログラムが 3 分の 1 以上であること
- (3) その他、総合管理委員会が認める継続教育プログラム

(登録更新の審査)

第 32 条 第 30 条による登録更新の申請があった場合、運営事務局長は第 25 条に定める基準に基づいて審査を行い、結果を会長に報告する。なお、第 25 条の基準に抵触するおそれがあると思われる者においては、総合管理委員会のもとで別途審査を行い、結果を会長に報告する。

2 会長は、第 25 条の基準を満たす者について、登録手数料の受領を確認の上、遅滞なく R L A 等登録簿に登録する。

3 総合管理委員会委員長は、携帯登録証を新たに交付する。

(変更等の届出)

第 33 条 R L A 等の登録者は、氏名、現住所、所属する会社又は学校等の名称ならびに所在地及び電話番号及びメール宛先に変更が生じた場合は、2 週間以内に変更届出書を運営事務局に届け出なければならない。

2 前項の規定による変更の届出があった場合は、第 24 条に定める R L A 等登録簿の該当する変更箇所を訂正する。

3 ただし、変更事項が登録証及び携帯登録証に記載した事項の変更に該当する場合は、登録証及び携帯登録証と別表に定める再交付手数料を添えて、変更届出書を運営事務局に届け出なければならない。

4 前項の規定による変更の届け出があった場合は、総合管理委員会委員長は、登録証及び携帯登録証を新たに交付する。

5 変更届の提出については e-mail によることもできる。この場合、証書等の送料にかかる費用は申請者の負担とする。

第 11 章 登録の抹消、再登録等

(登録の抹消)

第 34 条 次に掲げる事項に該当する場合には、当該登録を受けた者の登録を登録簿にて抹消する。

(1) 第 25 条の登録基準を満たさないことが明らかになった場合

(2) 登録者が死亡した場合

(3) R L A 補登録者が R L A に登録された場合 (R L A 補登録を抹消)

(4) 第 26 条、第 30 条又は第 36 条による登録申請書に虚偽の記載があることが判明した場合

(5) 正当な理由がなくして、登録更新関係の書類の提出を怠ったとき

2 前項の規定により登録の抹消を受けた者は、遅滞なく登録証及び携帯登録証を返納しなければならない。

(登録抹消の審査)

第 35 条 運営事務局長は第 34 条に該当する者が生じた場合は審査を行い、結果を会長に報告する。なお、第 34 条に該当するおそれがあると思われる者においては、総合管理委員会のもとで審査を行い、結果を会長に報告する。

2 会長は、第 34 条に該当する者について、登録を抹消する。

(再登録)

第 36 条 登録を抹消された者が、再度登録を受けようとする場合は、新たに登録を随時受け付ける。

2 再登録を受けようとする者は、再登録申請書を、第 26 条第 2 項及び第 30 条第 2 項 3 号に定める書類及び別表に定める再登録手数料を添えて、運営事務局に提出しなければならない。

3 再登録の審査、登録証の発行等の手続、方法等については、第 9 章の規定を準用する。

第12章 実施計画及び実施報告

(実施計画)

第37条 会長は毎年4月1日から始まる試験に関する事業年度の実施計画を作成し、総合管理委員会の承認を得る。

2 実施計画は、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 広報に関する事項（広報の方法等）
- (2) 受験の申込受付に関する事項（受験申込の期間、受付場所、受付方法、受験料等）
- (3) 試験に関する事項（試験実施日、試験時間等）
- (4) 合格発表に関する事項（合格発表日、合格通知方法等）
- (5) 登録に関する事項（登録期間、登録方法等）
- (6) その他参考となるべき事項

(実施報告)

第38条 会長は毎年事業年度終了後、当該年度の試験に関する実施報告書を作成し、定款第14条に基づく定時総会に報告する。

第13章 収支計画及び決算報告

(収支計画)

第39条 会長は毎年事業年度収支計画を作成する。

(決算)

第40条 会長は毎年事業年度終了後、当該事業年度の決算書を作成し、定款第14条に基づく定時総会に報告する。

第14章 雑則

(秘密保持義務)

第41条 試験業務に関わる協会の役員及び職員ならびに各委員会委員は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(閲覧)

第42条 会長は、RLA資格制度の実施に係る財務諸表等の閲覧又は謄本等の請求があった場合は、別表に定める謄本等交付手数料を徴収したうえで、閲覧又は謄本等の交付を行わなければならない。

(委任)

第43条 本規程の改正は、会長が協会の理事会に諮って行う。

(付則)

本規程は、平成13年12月11日から施行する。

本規程の一部改正は、平成14年2月21日から施行する。

本規程の一部改正は、平成15年12月24日から施行する。

本規程の一部改正は、平成16年4月30日から施行する。

本規程の一部改正は、平成17年12月15日から施行する。

本規程の一部改正は、平成22年11月4日から施行する。

本規程の一部改正は、平成24年12月20日から施行する。

本規程の一部改正は、平成26年3月17日から施行する。

本規程の一部改正は、平成27年3月19日から施行する。

本規程の一部改正は、平成29年3月24日から施行する。

本規程の一部改正は、平成30年5月10日から施行する。

本規程の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

本規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

(別 表) 登録手数料等一覧表

内容	対象	発行物	手数料
登録手数料	R L A	登録証＋携帯登録証	¥25,000.-
	R L A補	登録証	¥5,000.-
	R L Aフェロー	登録証	¥30,000.-
登録更新手数料	R L A	携帯登録証のみ	¥10,000.-
	R L A補	登録証	¥5,000.-
再登録手数料	R L A	登録証＋携帯登録証	¥25,000.-
	R L A補	登録証	¥5,000.-
再交付手数料	全て	登録証または携帯登録証	¥5,000.-
諸証明書発行手数料	全て	諸証明書	¥1,000.-
謄本等発行手数料	全て	財務諸表等の謄本	¥1,000.-

注1：払込に要する費用は、申請者の負担とする。

注2：手数料は全て、別途に消費税を加算する。